

番号	主な御意見の要旨	主な御意見の要旨に対する考え方
ガイドライン全般について		
1	永住許可がどのような基準によって判断され、どのような場合に不許可となるのかを可能な限り明確化し、行政判断の予測可能性及び検証可能性を確保すべき。	「永住許可に関するガイドライン」は、審査に当たって考慮すべき要素についての基本的な考え方を記載したもので、画一的な判断基準をお示しする性質のものではありませんが、本ガイドライン改定により、審査に当たって考慮すべき要素についての基本的な考え方を従前より明確化することとしています。これにより、永住を希望する外国人や、当該外国人と関係する日本人にとって、永住許可の許否の予見可能性を高めるものと考えています。
2	今回のガイドライン見直しについて、永住許可制度を適正に運用し、日本社会における秩序ある共生を実現するという趣旨には賛同するが、その上で、永住許可の判断においては、収入だけではなく、「日本でどのように生活し、社会の中でどのような役割を果たしているか」をより重視すべきと考える。	本ガイドラインの改定案では、収入のみならず、「その者の永住が日本国の利益に合すると認められる」かの観点から様々な要素を考慮することとしています。
3	永住許可の要件厳格化と在留手数料の引き上げが同時に進行することによる、外国人、特に中長期在留外国人への二重の経済的・制度的負担について総合的な検討を求める。	本ガイドラインの改定は、永住許可制度の適正化を図ることを目的とするもので、在留許可手数料の改定とはその趣旨・目的を異にするため、それぞれ検討することが相当と考えます。
4	日本で生まれ育った、または日本の学校に長期間通っている子どもは、自らの意思で日本に住むことを選択したわけではなく、日本語、学校、友人、地域社会といった生活基盤をすでに日本に持っている。親の永住許可の厳格化によって家族の将来が不安定になることで、子どもの生活や教育の継続性が損なわれる懸念がある。	永住許可を申請した者の永住が国益に合するかを考慮するための観点としては、家族単位での在留の安定などの様々なものがあり得ると考えており、家族結合同も考慮要素となります。本ガイドラインの改定案でも、国益要件の考慮要素として、「家族単位での在留の安定や、人道的な配慮の観点を重視」することを明記することとしています。
5	永住許可制度は単に外国人を管理するのではなく、日本社会に長期間貢献してきた外国人が安心して生活を継続するための制度であり、外国人の社会統合を促進するものであるべきである。	本ガイドラインの改定案でお示したとおり、「永住者」の在留資格は、在留活動及び在留期間の制限のない最も安定した法的地位であり、その許否の判断をするに当たっては、特に慎重な審査を行う必要があり、また、在留中の活動の内容や在留期間に制限のない「永住者」の在留資格をもって在留できることは、我が国の発展に貢献することが期待できる外国人材を呼び込むためのインセンティブとして位置付けることができると考えています。
6	本ガイドライン(案)は、少子高齢化が進行する日本の将来を見据えておらず、外国人を排除することで、結果として日本人やその子どもたちに過度な負担を強いることになり、日本の未来を閉ざすことにつながりかねないと懸念する。	本ガイドラインの改定は、永住許可制度の適正化の一環として行おうとするものであって、永住許可申請の許可率や許可数の低減を目指すものではありません。
7	永住許可の審査は、単なる在留期間への報償ではなく、申請者の技能、就労、地域貢献、人材としての有用性、家族を含む社会への安定的な定着などを踏まえ、その者の永住が将来にわたり日本社会の安定・発展にどのような利益をもたらすかを総合的に判断する制度とすべき。	永住許可の許否の判断は、当該外国人の日本語能力、在日経歴及び在留中の一切の行状だけではなく、出入国在留管理を取り巻く国際環境、日本人口の動向、産業界の人材需給の状況、外国人の受け入れが日本社会に与える影響、家族単位での在留の安定などのその他の事情を総合的に考慮した上で、当該外国人の永住が積極的に日本国の利益になるか否かを判断するものと考えており、このような考え方は、本ガイドラインの改定案における「在留資格「永住者」の位置付け」において明記しております。
8	永住許可のような重要な制度の実質的な変更が、行政機関のガイドラインによって行われることには疑問があり、本来は国会審議や社会的議論を経て法律、政令、または省令のような形で行われるべきである。ガイドライン案が国益要件として新設した「世帯年収が世帯人数に応じた日本人世帯の平均収入を上回る水準」等の具体的な数値基準や「公共の負担」に関する判断基準は、法律の国益要件(例示的な記載に留まる「義務の遵守」「公租公課の支払等」)の範囲を逸脱している。これは、法律の国益要件が限定列挙ではなく個々の事案ごとの総合的裁量判断を趣旨としており、統一的な数値基準の設定までを想定していないため、法律の解釈を超え、実質的に法律に規定のない要件を新設していると考ええる。	永住許可の申請があった場合には、法務大臣が、入管法により認められた裁量権に基づき、その許否を判断することとなり、この判断は、諸般の事情を総合的に考慮した上で、当該外国人の永住が積極的に日本国の利益になるか否かを判断するもので、その性質上、その裁量権の範囲は極めて広範なものです。本ガイドラインの改定案は、永住許可申請の審査に当たって考慮すべき事項についての基本的な考え方を明示したものです。今般の改定により、入管法第22条第2項に規定する永住許可の要件(素行善良要件、独立生計要件及び国益要件)自体を変更するものではありません。また、ガイドラインの形で永住許可の審査に当たって考慮すべき事項についての基本的な考え方を示すことは、永住を希望する外国人や、当該外国人と関係する日本人にとって、永住許可の許否の予見可能性を高めるものと考えます。
9	永住許可の趣旨を踏まえ、独立生計要件と国益要件の見直しと厳格化に賛成。	本ガイドラインの改定案への賛成のご意見として承ります。
10	永住者の地位が安定していることから、治安維持や日本の価値観・法令遵守のため、これまで以上に慎重な審査が必要であり、改定案がその点を明確にしたことを評価する。	本ガイドラインの改定案への賛成のご意見として承ります。

11	今回の改定案の施行は、収入の要素を除き令和9年4月からとなっているが、可能な限り速やかな永住許可要件の厳格化が必要であると考え、収入の要素以外についても、令和8年10月から施行すべき。	本ガイドラインの改定事項については、新たな審査の運用を適切に開始するための必要な準備等を総合的に勘案し、施行時期を設定しており、令和9年4月の施行が相当であると考えます。
審査基準全般について		
12	在留資格「永住者」は、活動内容や在留期間に制限のない最も安定した法的地位であり、許可後は事後的な審査機会がないため、許可段階での審査が、我が国の治安・秩序ある共生社会を維持する最後の砦である。本ガイドライン(案)は、収入・年金・日本語能力・法令遵守など多面的な考慮要素を整理した点は評価できるが、なお「消極評価」にとどまる規定や、例外・特例が幅広く設けられている規定があるため、更なる審査基準の厳格化・明確化をすべき。	本ガイドラインの改定案への一定程度賛成するご意見として承ります。ご指摘の永住許可制度の更なる厳格化については、今後の検討等の参考とさせていただきます。
13	永住許可の判断においては、所得だけを過度に重視せず、日本での継続的な居住・就労実績、納税・社会保険料納付実績、法令遵守、日本社会への定着状況、家族の日本における生活基盤、日本社会・地域社会への継続的な貢献、子どもの日本における教育実績など、多角的な要素を総合的に評価する制度とすべき。	本ガイドラインは審査に当たって考慮すべき要素についての基本的な考え方を記載したのですが、本ガイドラインの改定案においては、収入のみならず、御指摘の「継続的な居住・就労実績」や「納税・社会保険料納付実績」、「法令遵守」等を含め、様々な事情を考慮要素とすることとしています。
14	日系人(定住者)に対しては、現行基準の維持、または特例による要件免除すべき。	「永住者」の在留資格は、在留活動及び在留期間の制限のない最も安定した法的地位であり、この在留資格が付与された外国人は、その後の生涯を本邦に生活の本拠を置いて過ごすことが想定されていることから、永住許可の許可の判断をするに当たっては、特に慎重な審査を行う必要があるところ、御指摘の日系人を含め、「定住者」の在留資格をもって在留する者については、原則10年の在留に関する特例として、5年以上の在留年数で足りるものとするなど、在留の態様に応じた一定の配慮を行っています。
15	日本社会で生活する以上、日本語能力や日本の制度・ルールを理解することが重要であることは理解できますが、「日本語能力の熟達度のうち、B1相当レベル以上の日本語能力を有しているか」の記載は、どの試験を基準とするのか、試験を受けていない者をどのように判断するのか、長期間日本で生活している者の実生活上の日本語能力をどのように評価するのか等の判断が難しいため基準を明確にすべきであるとする。また、日本語能力が高くても法令を遵守しない者は存在し得る一方、日本語能力が十分でなくとも、長期間日本で適法に生活し、納税・社会保険料の納付等の公的義務を適正に履行している者もするため、日本語能力だけを過度に重視するのではなく、実際の生活や就労の状況について考慮していただきたい。	日本語能力の評価方法や、これに用いる試験等については、令和9年4月の運用開始までに適切に検討・公表してまいります。
16	永住許可ガイドラインの厳格化(年収要件や年金加入水準)は、これまでの申請者の努力や人生設計の前提を覆すものであり、行政手続きの法的安定性や信頼保護の観点から問題があるほか、審査基準の予見可能性、比例性、及び外国人材の定着の観点から抜本的な再検討と全面的な見直しを求めます。	本ガイドラインにより、永住許可の審査に当たって考慮すべき事項についての基本的な考え方を示すことは、永住を希望する外国人や、当該外国人と関係する日本人にとって、永住許可の許可の予見可能性を高めるものと考えています。本ガイドラインの改定案は、法律上の要件の趣旨を踏まえた上で永住許可制度の適正化を図るものです。
17	永住許可の審査基準、特に経済要件(年収水準、受給年金水準、補填資産額)の具体的な基準が不明確であり、ガイドラインの掲げる「予見可能性の向上」の目的に反している。	永住許可の申請があった場合には、法務大臣が、入管法により認められた裁量権に基づき、その許可を判断することとなり、この判断は、諸般の事情を総合的に考慮した上で、当該外国人の永住が積極的に日本国の利益になるか否かを判断するもので、その性質上、その裁量権の範囲は極めて広範なものです。「年収水準、受給年金水準、補填資産額」に関し、具体的な額については、審査の実効性及び制度の適正な運用を確保する観点から公表することは予定しておりません。
18	永住許可の審査において、書類審査だけでは測れない家族の安定性、生活実態、日本語能力、社会適応などを確認するため、入管職員による面接の導入を必須とすべき。	頂いた御意見については、今後の検討や制度運用の参考とさせていただきます。
19	税金・社会保険料等の過去の未納について、何年前までを対象とするのか、既に全額納付した場合の考慮、会社側の手続ミスや失業・病気等のやむを得ない事情への対応、申請者本人に責任のない家族の事情の評価について、具体的な基準を明示すべきである。	税・社会保険料の未納については、その納税・支払状況が確認可能である範囲内で確認することとなりますが、永住許可申請の審査は申請者の個々の事情を総合的に勘案して行うものであることから、一律の基準をお示しすることは困難です。
20	日本の国家資格の保有、日本語能力(N1等、要件水準を超える場合)、長期にわたる納税・社会保険の完全履行実績を、収入要件判断において積極的な考慮要素とすべきである。	頂いた御意見については、今後の検討や制度運用の参考とさせていただきます。
国際競争力・高度人材について		
21	永住許可要件の加重方向での改定は、政府の外国人材受入政策と矛盾し、国際的な人材獲得競争上、日本の国益を損なうため再考すべきである。その理由として、日本の永住許可基準は国際的に見て既に厳格な部類に属しており、今回の要件加重によりその厳格さがさらに増す点、政府が高度人材誘致を国家戦略としている一方で永住許可基準を引き上げるとは矛盾する点、生産年齢人口減少下で外国人材の定着は国益であるにもかかわらず、今回の改定案は高いハードル設定によりむしろ国益を損なう可能性を指摘する。	今般の永住許可に関するガイドライン改定は、永住許可制度の適正化の一環として行おうとするものであって、永住許可申請の許可率や許可数の低減を目指すものではありません。本ガイドラインの改定案においても、高度人材外国人については、原則10年在留に関する特例を維持しているほか、日本語能力についても免除対象となり得るなど、我が国の発展に貢献することが期待できる外国人材を呼び込むための配慮をしており、必ずしも国益を損なうものとは考えておりません。

22	高度外国人材に対する特例との整合性について、高度専門職ポイント70点以上および80点以上の場合の特例の政策的意義が損なわれないよう、新たな収入および年金に関する基準が高度外国人材にどのように適用されるのかを明確にし、ガイドライン等で具体的に明らかにしていただきたい。	収入及び年金の考慮要素については、本ガイドラインの改定案において考え方を明らかにしていますが、頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
23	高度専門職や特別高度人材に対する永住許可の在留期間特例(1～3年)は、カナダ・オーストラリア・ドイツなどの主要国と比較して過度に緩いため、社会統合の確認のために最低5年程度の継続在留を求めるべきである。1～3年では日本語能力、制度理解、納税実績の実質的な検証が困難であり、国益要件を満たしていると言いき難いことから、見直すべきである。	頂いた御意見については、今後の検討や制度運用の参考とさせていただきます。
24	高度専門職(ポイント制)を経由した永住許可の在留年数短縮特例について、現在の自己申告・書面審査に加え、申告内容の実態(事業実態・雇用実態等)を確認する仕組みを強化し、ガイドラインに明記すべきである。	出入国在留管理庁においては、必要に応じて実態調査を実施しておりますが、頂いた御意見については、今後の検討や制度運用の参考とさせていただきます。
独立生計要件について		
25	永住許可は長期的かつ安定した生活基盤を日本に置くことを認める制度であり、現役世代の平均年収を基準とする考え方を維持すべきであるため、永住許可の収入基準を「中央値」等に引き下げるべきではない。	本ガイドラインの改定案への賛成のご意見として承ります。
26	補填資産の判定を期間平均残高によるべきという意見の意図は、補填資産の判定を申請時点の残高だけでなく、一定期間の平均残高で行うとともに、借入金など返済義務を伴う資金を除外することを明記すべきである。これは、特定点時の残高では一時的な借入金などを含めてしまう可能性があり、「生活資金を補う」という補填資産の性質と整合しないためである。	補填資産は、永住許可申請のために一時的に取得し、その後継続的に保有することが予定されていない金融資産については、補填資産として認めないこととする予定であり、審査においては、このような目的で一時的に取得した資産ではないことが確認できる資料の提出を求めることとする予定ですが、本ガイドラインの改定後の審査の具体的な運用方法については現時点では検討中であり、頂いた御意見についても今後の制度運用の参考とさせていただきます。
27	年金要件の基準設定においては、一律の固定基準ではなく申請者の年齢や実際の在留・就労年数に応じた比較基準を設けるとともに、政策の基礎となる年代別・就労年数別の日本人の平均的な年金加入状況等の具体的な参考データを公表し、より実態に即した公平な審査をすべきである。	年金については、将来においても自活可能であることをより確実に担保する必要があるとの観点から、申請時の年齢、申請時までの年金加入状況及び申請時の年収から推計される将来において受給可能な年金の見込み額が、一定の水準に達しているかを考慮要素とすることとしたもので、日本人との比較において設計されたものではありません。
28	将来の年金受給見込額について、「日本人世帯の平均収入を上回る年収水準で30年間働き、その期間、厚生年金に加入している場合」の年金水準に達しているかを考慮要素とすることに反対する。独立した生計維持の基準として過度に高く、特定の雇用形態・職業経歴を標準とするものであり、日本の年金制度が前提とする多様な働き方と整合しない。	年金については、将来においても自活可能であることをより確実に担保する必要があるとの観点から、申請時の年齢、申請時までの年金加入状況及び申請時の年収から推計される将来において受給可能な年金の見込み額が、一定の水準に達しているかを考慮要素とすることとしています。また、将来の年金受給見込額が水準に達しない場合には、同様の観点から、将来の生活資金を補填するに足りる金融資産を有するかを考慮要素とすることとしています。
29	年金受給見込額が基準を下回る場合に認める補填資産については、預貯金、有価証券等の換金性が高く、その実在を確実に確認できる金融資産を中心とした上で、年齢別の必要額及び算定方法についても公表し、親族等からの不確実な援助や、実際の価値を確認することが困難な資産によって、安易に要件を満たしたものと評価しないでいただきたい。	補填資産は金融資産に限定することとしており、本ガイドラインの改定案への賛成のご意見として承ります。
30	新設される年金に関する基準(将来受給見込額が30年厚生年金加入していた水準に達しているか)は削除し、公的年金保険料を滞納なく納付していることのみを評価基準とすべきである。その理由として、35歳以降に来日した者は構造的にこの基準を満たし得ず来日時年齢による不公平が生じる点、社会保障協定の範囲が限定的で多くの外国人にとって来日前の職歴・納付実績が考慮されない点、政府の高度人材誘致政策と矛盾する点、不足分を金融資産で補填する基準が不明確で予見可能性を欠く点、また老後の公共負担防止という目的は保険料の滞納の有無で十分達成可能であり受給見込額基準は過剰である点を挙げる。	日本人と異なり、外国人は、その入国時の年齢によっては、申請時点における年金の払込総額が低額となり、将来において受給可能な年金の見込額が、今般新たに設定する水準に達しないことも想定されます。そのような場合であっても、受給年金水準に不足する生活資金を補填可能な金融資産を有している場合には、将来においても自活可能と評価することも可能と考えられます。そのため、金融資産による補填を認めることとしていますが、頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。

31	永住許可の年収要件は「日本人と同等水準以上」では日本の平均年収(約400万から500万円前後)を基準としているため、国際水準で見れば著しく低いバーであって不十分であり、治安維持や文化保持、高度外国人材の誘致といった国益に資するため、オーストラリアやシンガポールのような他の先進国と同水準(800万円クラス)まで引き上げるべき。独立生計要件における世帯年収基準を、将来の生活保護受給リスクや社会保障コスト排除のため、日本人平均の1.2倍から1.5倍以上の高い水準に引き上げるべきである。	日本人と同等水準以上の水準に達していれば、現在及び将来において自活できることを担保できるものと考えています。
32	海外居住の親族を扶養控除の対象にしている場合、永住審査においてはその控除を認めず、国内の税收確保および将来的な生活保護受給時の国民負担リスクを排除するため、厳格な収入算定を行うべきである。これは、海外居住の親族が日本に納税していないため、彼らを理由に扶養控除を適用して国内の税收を減らす仕組みは日本国民との公平性を著しく欠き、単に扶養人数に応じて年収基準を上げるだけでは、海外への仕送りによる困窮や将来的な生活保護受給時の国民負担リスクを根本的に防げないためである。	海外にいる扶養親族については、同居していない場合にあっても、申請者の属する世帯人数に加算することとしていますので、扶養親族が多いほど求められる世帯収入も高いものとなります。
33	収入の分布は左右対称ではないため、平均値を基準とすると実質的に高収入層に限定される可能性があり、より実態に即した指標(例:最頻値、中央値や生活費)を用いることを検討すべきである。平均収入は高所得層に偏り代表値として機能せず、日本人世帯の約6割が平均収入以下であるため「日本人と同等水準以上」という趣旨と矛盾することから、世帯構成の変動に影響されず統計的に安定した「中央値」に依拠すべきである。	独立生計要件とは、申請者が、公共の負担となるおそれなく、かつ、将来においても生計を維持して安定した生活を営むことができることと見込まれることをいうところ、今般の見直しでは、その運用について、現在のみならず、将来においても自活可能と認められることを担保する観点から、独立生計要件についての「収入」の考慮要素については、原則として、申請時点で、申請者の属する世帯の年収の額が、世帯人数に応じた日本人世帯の平均収入を上回る水準の額に継続して達しているかを考慮要素とすることとしたものです。
34	「世帯人数に応じた日本人世帯の平均収入」の算定に用いる具体的な統計、基準年度、定義、算入範囲、更新方法などの詳細な明示を求めている。その理由として、永住許可の予見可能性を実質的に高めるため、申請者が適用される年収水準を事前に確認できるよう、具体的な算定方法を示す必要があるため。	永住許可の審査は申請者の個々の事情を総合的に勘案して行うものであるところ、年収水準等の具体的な額については、審査の実効性及び制度の適正な運用を確保する観点から公表することは予定しておりませんが、頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
35	家族滞在配偶者の資格外活動許可を得た合法収入を世帯収入に合算しないことは、入管法第22条の独立生計の趣旨に反し、世帯年収に算入されない一方、世帯人数には含まれるため不均衡が生じており、就労目的の在留資格者との間で不合理な差別を生じさせ憲法第14条(平等原則)に違反する疑いがあり、また共働き世帯の経済基盤を弱体化させ子どもの最善の利益を損なうため、合算対象に含めるべきである。	就労を目的とした在留資格ではない在留資格をもって在留している者は、資格外活動許可を受けて、例外的・限定的に収入を得ることができるに過ぎず、このような収入を世帯年収に算入することは適当ではないため、このような在留資格をもって在留する者の収入の額は、申請者の属する世帯の世帯年収の額に合算する対象とはなりません。
36	新基準では独立生計要件を「日本人と同等以上の経済水準」と実質的に読み替えており、法律が定める要件を行政運用によって過度に拡大しているように思われる。	独立生計要件とは、申請者が、公共の負担となるおそれなく、かつ、将来においても生計を維持して安定した生活を営むことができることと見込まれることをいうところ、今般のガイドライン改定では、永住者が在留活動及び在留期間の制限がない最も安定した法的地位であることに鑑み、その運用について、現在のみならず、将来においても自活可能であることを担保するために日本人と同等水準以上の経済条件が求められることをガイドラインに明記することとしたもので、「過度に拡大」したものとは考えていません。
37	年金受給見込額が基準に達しない場合の金融資産による補填特例を撤廃すべきである。金融資産は偽装が容易で、永住許可後に消失する可能性があり、最終的に日本の社会保障に依存するおそれがあるため。永住の可否は安定した収入と長期間の公的年金制度への実納付実績のみで判断すべきである。	補填資産については、永住許可申請のために一時的に取得し、その後継続的に保有することが予定されていない金融資産については、補填資産として認めないこととする予定です。そのため、審査においては、このような目的で一時的に取得した資産ではないことが確認できる資料の提出を求めることとする予定です。
38	永住許可の収入要件において、日本人世帯の平均収入を全国一律の基準として適用することに反対。居住地域によって所得水準や生活費が大きく異なるため、申請者の住所地(都道府県等)における世帯人数別の平均収入を基準とするなど、地域の経済状況を考慮した公平な基準を設けるべき。	「永住者」の在留資格は、在留活動及び在留期間の制限がない最も安定した法的地位であり、転居もあり得ます。そのため、公共の負担とならず、将来においても生計を維持して安定した生活を営むことができると見込まれることを確実にするため、全国一律の水準において判断することを考えております。
公共の負担について		
39	独立生計要件の例外対象者に対する「公的な負担となるおそれ」を理由とした不利益評価は、判断基準が極めて曖昧・不明確であり、審査官の主観で予断をもって判断できる仕組みは行政の裁量を肥大化させ、法治国家としての予見可能性や法的安定性を著しく損なうため、具体的な例示・客観的基準を示すべきである。	国益要件の「公共の負担とならないこと」の考慮要素については、本ガイドラインの改定案において、「申請者の属する世帯が、現に公共の負担となっている場合や、そのおそれが現実的である状況」としており、その経済条件が不明確であって「主観で予断をもって判断できるもの」とは考えていませんが、頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
40	「公共の負担」の具体的な内容について、生活保護法の取扱いに準じた保護措置を受けていることが含まれるか否かを明確にすべきであり、外国人が生活保護法に基づく受給権を有しないという最高裁判所の判示を踏まえ、永住許可審査において当該措置の受給が「公共の負担」に該当することを明記すべきである。	生活保護法の取扱いに準じた保護措置を受けている場合は、現に公共の負担となっているものと考えられます。

41	結婚後に事故や病気など本人の責めによらない事情により、就労や収入の維持が困難となり公的制度を利用しながら生活している世帯について、その事情を考慮せず、収入や各種義務の履行状況のみを一律・機械的に判断すべきではない。	「公共の負担とならないこと」については、現に公共の負担となっている場合や、そのおそれが現実的である場合にも、一律に永住許可をすることは、国益に合致するとは言い難いことから、申請者の属する世帯が、現に公共の負担となっている場合や、そのおそれが現実的である状況にある場合には、消極評価をすることがありますが、そのような場合・状況に至ったことに特段の事情があるかについても審査において考慮することとしています。
国益要件について（法令遵守、刑罰法令違反、日本語能力、我が国の制度・ルール、学齢期の子の就学等）		
42	永住許可制度の運用見直しにおける、税・社会保険料の納付状況、日本語能力、日本の制度・ルールへの理解等を審査で考慮することを明確化する方向性について賛成する。	本ガイドラインの改定案への賛成のご意見として承ります。
43	本改定案に賛成。永住許可制度の適正な運用を確保し、法令遵守や社会との調和を重視した審査を行うことは、制度に対する国民の信頼を維持するとともに、適切に我が国で生活する外国人の地位の安定にも資するものと考え。また、在留資格審査全般の適正化は、秩序ある外国人受入れ及び共生社会の実現に寄与するものとして評価する。	本ガイドラインの改定案への賛成のご意見として承ります。
44	永住申請に必要な在留期間を原則10年から15年程度に延長することを検討すべきである。ただし、日本社会に特に貢献する高度人材については別途優遇制度を維持し、人材獲得との両立を図るべきである。	永住許可を申請する外国人が相当期間我が国に在留し、その間の活動や生活に照らし、現在の在留状況に問題がなく、また、将来にわたっても問題がないことが想定されるかを確認する必要がありますが、これらを確認する期間として、10年以上という期間は相当であり、また、その期間問題なく我が国への在留を継続していた場合には、我が国への定着性を一定程度評価することができます。そのため、原則として引き続き10年以上の期間本邦に在留していることを考慮要素とすることとしています。頂いた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
45	「積極的かつ具体的」な利益が曖昧である上に、外国人に強要する国益要件は差別的であり、見直すべきである。	入管法は、「その者の永住が日本国の利益に合すると認められること」を永住許可要件としており、本ガイドラインの改定案は、その判断に当たり考慮する要素を明確化するものです。
46	本ガイドラインにおいては、「貢献・寄与」が考慮要素とされ、難民等にも例外なく適用される設計となっているが、人道上の配慮がする必要がある者について、「積極的かつ具体的な利益」や「貢献・寄与」を一律に国益要件上の評価対象とすることの妥当性について、慎重に検討すべきである。	入管法は、「その者の永住が日本国の利益に合すると認められること」を永住許可要件としており、本ガイドライン案は、その判断に当たり考慮する要素を明確化するものです。また、本ガイドラインの改定案においても、「人道上の配慮」を考慮することを明記しています。
47	本改定案が、永住者が公共の負担となり、または法令を遵守していないことを示す統計的根拠を何ら示していないため、立法事実の根拠資料を公表すべきであり、根拠が不明瞭な日本語能力要件、学齢期の子の就学に係る消極評価、および配偶者に係る特例期間の伸長についてもその必要性・相当性を説明し再考すべきである。	本ガイドラインの改定案は、「永住者」の在留資格が、在留活動及び在留期間の制限のない最も安定した法的地位であって、この在留資格が付与された外国人は、その後の生涯を本邦に生活の本拠を置いて過ごすことが想定されていることから、永住許可の可否の判断をするに当たっては、特に慎重な審査を行う必要があるとの観点から、法律上の永住許可の各要件の審査に当たって考慮すべき要素についての基本的な考え方を記載したもので、各要素の必要性についても本ガイドラインの改定案に記載しています。
48	過去10年以内に「一回の出国で半年以上」又は「通算2年6月以上」の不在があれば原則消極評価とする基準は、本人の意思で回避し難い勤務先の海外駐在や親族の看護等を一律に消極評価するため不合理であり、日本企業の海外展開にも支障を来すため反対する。これらの場合を「合理的な理由」として明示的に例示し、我が国に生活の本拠が失われたと認められる場合に適用を限定すべきである。	「永住者」の在留資格が付与された外国人は、その後の生涯を本邦に生活の本拠を置いて過ごすことが想定されていることから、本邦に生活の本拠を置いていないと評価される者について、永住者の在留資格を許可することは相当ではありません。また、長期間不在である場合一律消極評価するわけではなく、「合理的な理由がない場合」に限定しており、具体的な内容については個々の事案に応じて適切に判断いたします。
49	日本語能力の除外の対象者について、高度人材とその家族、初等中等教育6年以上、永住者の子としているが、日本人配偶者等の在留資格をもって在留する者についても除外の対象とすべき。	日本語能力の考慮要素については、永住許可を受け、今後長年にわたり本邦に生活の本拠を置いて、地域社会に円滑に適応し、社会生活を支障なく過ごすためには、一定水準の日本語能力が求められるとの観点から求めるもので、このような観点からは、「日本人の配偶者等」の在留資格をもって在留する者について除外対象とすることは相当ではないと考えられます。
50	永住者は長年にわたり日本社会の構成員となることが想定されるため、行政手続、医療、就労、地域生活、災害時対応、法令・ルールの理解等の基礎となるB1相当の日本語能力を、原則として成人の永住申請者には最低要件とすべきである。ただし、年齢、疾病、障害その他本人の努力では克服困難な合理的事情については例外を認めるべきだが、高度人材であることや高所得であることのみを理由とした免除には慎重であるべきである。	本ガイドラインの改定案に一定程度賛成のご意見として承ります。頂いた御意見については、今後の検討等の参考とさせていただきます。

51	原則10年以上の在留と就労・納税の実績を有し、現に社会生活を営めていることが言語面の適応の証左であるにもかかわらず、B1相当以上の日本語能力を一律の考慮要素とすることに反対する。日常生活、行政、医療手続き、職場での緊急対応を滞りなく行える日常的なコミュニケーション(JLPT N3レベル等)で十分実用性を満たせる。導入するとしても、判定に用いる試験・資格との対応関係と「長官が指定する方法」の内容を施行前に公表し、十分な準備期間と受験・学習機会を保障するとともに、長期間支障なく社会生活を営んでいる者への免除・代替確認の範囲を拡大すべきである。	日本語能力の考慮要素については、永住許可を受け、今後長年にわたり本邦に生活の本拠を置いて、地域社会に円滑に適応し、社会生活を支障なく過ごすためには、一定水準の日本語能力が求められるとの観点から求めるもので、「判定に用いる試験・資格」(や、我が国の制度・ルール等の理解の考慮要素に関する「長官が指定する方法」)については今後検討の上で明らかにしたいと考えております。
52	日本社会への統合要件として、日本語能力をCEFR B1相当ではなく、行政手続、契約、税・社会保障制度を理解できる水準であるCEFR B2相当に引き上げるべきである。B1レベルでは日本社会に長期的に適応し、行政手続き、医療、教育、地域社会活動などに参加する上で不十分であり、税制など国の高度な制度を理解するにも不十分である。	日本語能力については、我が国社会への定着及び円滑な社会生活を営むために必要な水準として、B1相当レベル以上を考慮要素としているものです。なお、さらなる厳格化を求めるご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
53	日本の制度・ルール理解要件については、確認方法が不明確であり不安を与えるため、何をどの程度理解していれば良いのか、どのような資料や実績で確認するのかを明確にすべきである。「我が国の制度・ルール等への理解」の確認については、生活・就労ガイドブックの内容に基づく知識だけでなく、日本の法律、制度、文化及び生活上の基本的なルールについて、客観的かつ公平に確認できる試験や、必要に応じた講習制度の導入を検討すべきである。	我が国の制度・ルール等への理解の確認方法については、運用開始までに検討してまいります。頂いた御意見については今後の制度運用の参考とさせていただきます。
54	永住許可を申請する外国人が日本の法律、生活上のルール、生活習慣等を基礎的に学べるよう、政府または指定機関が無料または低額で教育制度を整備すべきである。	永住許可については、本年1月決定の「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」において、「永住許可基準について、永住許可を行う趣旨を踏まえた独立生計要件や国益要件についての見直し、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムを受講することを条件とすることを含めて検討する」とされましたが、現時点において、「日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラム」の創設については、現在検討中です。
55	永住許可における「B1相当」の日本語能力要件について、その定義と具体的な判定基準が不明確であり、審査の透明性、公平性、予測可能性が確保されない可能性があるため、客観的かつ明確な基準を設けるべきである。	日本語能力については、本ガイドラインの改定案において、「「日本語教育の参照枠」(令和3年10月12日文化審議会国語分科会報告)における日本語能力の熟達度のうち、B1相当レベル以上の日本語能力を有しているかを考慮要素とします」としてしており、客観的かつ明確と考えていますが、その判定方法については、運用開始までに検討の上公表してまいります。
56	永住許可の判断における「家族単位での在留の安定」という重要な理念が、日本語能力、制度理解、子の就学の各考慮要素に明記されていないことで、審査官によって考慮の程度にばらつきが生じ、申請者の予見可能性が欠如する懸念があるため、その反映方法を明確にすべきである。	在留資格「永住者」の位置付けに関する「家族単位での在留の安定」については、例えば、原則10年在留に関する特例として考慮されているなど、本ガイドラインの改定案における考慮要素としています。
57	日本語能力B1相当、我が国の制度・ルール等への理解、学齢期の子の小中学校への通学を永住許可の考慮要素とすることについては、特に子の教育選択に関して外国人学校や家庭の事情等、合理的な選択や事情が存在するため、親の永住許可と子の教育選択を直接結びつけることは過度な介入となるおそれがあり、合理的な例外を明確化し、不足のみを理由として一律に不利益な評価をしないことを求めます。	日本語能力、我が国の制度・ルール等への理解及び学齢期の子の就学状況は、出入国管理及び難民認定法第22条第2項に規定する「その者の永住が日本国の利益に合すると認められること」を判断する上での考慮要素です。他方、永住許可の許否は特定の考慮要素のみで判断するものではなく、申請者ごとの事情を総合的に勘案して判断することとしております。
58	永住許可の国益要件の判断において、収入水準が基準に達しない場合でも、その他の貢献要素(例:日本企業の海外取引への貢献)を総合的に考慮して補い得ることをガイドライン上で明確にすべき。これは、中小企業の海外展開における多言語対応人材の貢献は代替困難で国の政策課題と密接に関わるにもかかわらず、収入という単一指標のみで評価すると、貢献が大きい人材が排除される逆転現象が生じる懸念があるためである。	本ガイドラインの改定案には、永住許可の許否の判断は、個々の事案における諸般の事情を総合的に考慮して行われるものであることを明記しています。ただし、法律上、永住許可を受けるに当たり、原則として独立生計要件に適合することが求められており、現在及び将来において自活可能と認められる必要はあります。
59	日本の治安と法秩序を維持するため、永住許可申請者に前科がない場合でも、警察官に逮捕された履歴が一度でもあれば即座に不許可とすべきである。また、刑事手続き上の理由で刑事罰が科されなかった場合でも、違法行為や犯罪行為の実態が認められる場合は、実質的な「刑罰法令違反」または「素行善良要件不適合」として厳格に消極評価を行い、永住許可を一律に不許可とすべきである。	入管法上の永住許可要件の一つである素行善良要件については、法律を遵守し日常生活においても住民として社会的に非難されることのない生活を営んでいることが求められるものであるところ、具体的には、犯罪歴がある場合のほか、本ガイドラインの改定案に記載のとおり、日常生活又は社会生活において、違法行為や迷惑行為を繰り返し行っていたと認められるような場合には、この要件に適合しないものと評価することになりますが、いずれにしても、個別の事案に応じて適切な判断を行ってまいります。
60	公租公課の支払状況について、長期間の未納や悪質な滞納と、転居・退職・一時的な事情等による軽微な遅延でその後速やかに完納している場合とを一律に扱うのではなく、遅延の期間・回数、発生理由、支払能力、現在の完納状況、その後の期限内の納付実績及び再発防止状況等を総合的に評価し、悪質性や継続性に応じた比例的な運用を求める。	公租公課を法令に従い適切に支払うべきであることは当然であると考えています。頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
61	我が国の制度・ルールを理解について、単なる自己申告ではなく、政府が作成する生活・就労ガイドブック等を基礎とした客観的な確認を行っていただきたい。	本ガイドラインの改定案に記載しているとおり、我が国の制度・ルール等への理解については、出入国在留管理庁長官が指定する方法により、「生活・就労ガイドブック」に記載されている事項を中心に、我が国の制度・ルール等を理解しているかの確認を行い、その理解が一定水準以上に達しているかを考慮要素とすることとしていますが、その具体的な確認方法については、運用開始までに検討してまいります。

62	日本語能力について単なる「考慮要素」とするのではなく、原則として一定水準以上の日本語能力を満たすことを永住許可の要件とすべき。	永住許可の申請があった場合には、法務大臣が、入管法により認められた裁量権に基づき、その許否を判断することとなり、この判断は、諸般の事情を総合的に考慮した上で、当該外国人の永住が積極的に日本国の利益になるか否かを判断するもので、その性質上、その裁量権の範囲は極めて広範なものです。本ガイドラインは飽くまで審査に当たって考慮すべき要素についての基本的な考え方を記載したものです。
特例について		
63	永住許可の原則10年在留に関する特例、特に日本人等の配偶者に適用される特例は不要である。その理由として、当該特例を悪用した偽装結婚や短期間での離婚といった問題が生じていると認識しているため。永住許可の特例(日本人等の配偶者)における婚姻期間5年・本邦在留期間3年の要件延長は、偽装結婚対策として不十分である。これは、帰化認定後に離婚するケースと同様に、単に他の在留資格での滞在期間が延びるだけで、偽装結婚を根本的に防ぐ効果は薄いと考えるためである。	今般のガイドライン改定においては、永住者の位置付けについて、最も安定した法的地位であって、生涯を本邦で過ごすことが想定されることから特に慎重な審査を行う必要があることを明記しました。このような永住者の位置付けからすると、家族単位での在留の安定に配慮するとしても、婚姻期間3年及び本邦在留期間1年といった期間は、原則10年在留の特例を適用する前提としての婚姻実態を確認するには十分でないと考えられたため、それぞれ必要年数を婚姻実態や婚姻の継続性を十分に確認できる期間まで伸長し、それぞれ5年、3年としました。頂いた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
64	日本人等の配偶者に対する永住許可の特例において、「実体を伴った婚姻生活」の確認方法をより具体的に明記すべきである。これには、継続的な同居、共同生活、生計維持、生活基盤の共有状況、婚姻経緯等を総合的に確認する仕組みを明確化し、必要に応じて自宅訪問や関係資料の提出、関係者への確認を行うことを明記すべきである。さらに、特例で永住許可取得後に短期間で離婚等に至った場合の、永住許可時の判断との関係や在留資格取消制度との連動についても明確な考え方を示すべきである。その理由は、婚姻関係が永住許可取得の手段として利用されることによる制度の公平性維持と、形式的な婚姻防止のため、実際の共同生活の実態を確認する審査が不可欠であり、ガイドラインの信頼性を確保するためである。	永住許可の審査における婚姻実態の確認方法については、提出資料その他の情報に基づき個別具体的に確認した上で判断していますが、詳細については、審査の実効性を確保する観点から公表することは予定しておりません。
65	配偶者等について一定の特例を設けること自体については理解するが、永住許可が非常に安定した在留上の地位を付与する制度であることを踏まえると、婚姻関係等の身分関係のみをもって、その他の申請者と比較して過度に緩やかな審査となることは避けるべきである。	永住許可は、その者の永住が我が国の利益に合すると認められる場合に許可されるものであり、原則10年在留の特例が適用される日本人、永住者又は特別永住者の配偶者等についても、その身分関係のみをもって判断するものではありません。各申請者の状況を総合的に考慮して適切に審査を行うこととしております。
66	「東京証券取引所プライム市場に上場している日本の企業の取締役以上の役職を5年以上務めている者」という特例項目は削除すべきである。仮に本項目を維持する場合でも、単に役職に就いていた事実では足りず、我が国の経済又は産業の発展への具体的な貢献が客観的な指標により立証された場合に限る旨を明記すべきである。その理由は、国民栄誉賞やノーベル賞など、他の明確な功績を求める特例項目と比べて、単なる役職の在任期間のみを基準とすることが著しく均衡を欠くため。	御指摘の特例は、我が国の経済社会への貢献等を考慮して設けるものであり、永住許可制度の趣旨を踏まえて適切に設定したものと考えていますが、頂いた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
67	現在の「高度人材であれば1-3年、そうでなければ原則10年」という二極的な永住制度は不公平であり、日本での在留年数、安定した生活、公的義務の履行状況、社会への貢献等を総合的に評価する「5年程度の中間的な申請ルート」を設けることで、より公平で実態に即した永住制度につながると思う。	「永住者」の在留資格は、我が国の発展に貢献することが期待できる外国人材を呼び込むためのインセンティブとして位置付けることができ、国際的な人材獲得競争における外国人材の獲得にも資するものと考えられます。このような趣旨から原則10年在留に関する特例を設けており、それぞれの場合において求められる在留期間は相当と考えていますが、頂いた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
68	「子の就学」だけでなく、「就学状況、日本語能力、日本語教育の受講状況及び保護者の教育上の取り組み」を総合的に審査対象とし、学齢期の子どもの年齢・発達段階に応じた日本語能力の習得状況を確認すること、子どもが日本語を十分に身に付けていない場合に保護者の具体的な取り組みを確認すること、保護者が日本語教育努力をせず日本語能力が著しく不足している状態が長期間継続する場合には明確に消極評価する基準を設けることなどを求める。	国益要件の審査においては、日本語能力及び学齢期にある子の就学状況をいずれも考慮要素としており、また、永住者の子については、日本語能力を考慮要素としない場合について、「その子を養育する親がB1相当レベル以上の日本語能力を有しており、かつ、子が本邦で出生した場合に限ります。」としており、家庭内において、必要な日本語能力を習得する環境があることが見込まれる場合に限っています。
収入の考慮要素の適用時期について		
69	制度変更の際には、改定内容の明確な事前公表、十分な周知期間、および経過措置の設置を求める。新しい収入基準等を既に申請済みの案件に適用することは、申請時点の制度を前提とした申請者の生活設計を損ない、行政側の審査期間によって適用基準が変わるため、公平性・予測可能性の観点から不適切であることから、改定後の新規申請からの適用すべきであり、既に受理されている申請については申請時点の基準を適用する明確な経過措置を設けるべきである。	本ガイドラインの改定案は、飽くまで審査に当たって考慮すべき要素についての基本的な考え方を記載したもので、入管法第22条第2項に規定する永住許可の要件(素行善良要件、独立生計要件及び国益要件)自体を変更するものではありません。永住許可の申請があった場合には、法務大臣が、入管法により認められた裁量権に基づき、その許否を判断することとなり、この判断は、諸般の事情を総合的に考慮した上で、当該外国人の永住が積極的に日本国の利益になるか否かを判断するもので、その性質上、その裁量権の範囲は極めて広範なものです。そして、もとより在留許可は、外国人に対して権利に基づかず一定の利益を付与する性格を有するところ、「永住者」の在留資格は、在留活動及び在留期間の制限のない最も安定した法的地位であって、生涯を本邦で過ごすことが想定されることから、特に慎重な審査を行う必要があります。そうすると、永住許可申請に対する判断は、許否の判断時点における様々な考慮要素を総合考慮して特に慎重に行われるべきと考えられ、申請時から当該申請の許否判断までの間に許否判断の考慮要素が法律の範囲内でより適切なものに改めた場合に、それを改めた時点で現に申請中の案件に適用することが適当と考えました。そして、独立生計要件における収入、国益要件における公共の負担にならないことは、申請人が現在及び将来において自活可能かどうか、その者の永住が国益に合致すると認められるかどうかを判断する上で重要な考慮要素であり、これらの点について、ガイドライン改定後にも、現に申請中であることをもって一律に従前どおりの審査を続けることは適当ではないため、収入等の考慮要素については、改定日に現に申請中の案件にも、改定後のガイドラインを適用することとしています。ただし、出入国在留管理庁が公表している永住許可申請の標準処理期間が4か月から6か月であることを踏まえ、現に申請中の案件への適用については、ガイドライン改定日から6か月以前以降に申請されたものとすることとしました。

70	永住は将来にわたる地位であり、審査時点の基準で判断すべきであるため、収入および公共の負担に関する基準を改定日前の申請や審査中案件にも適用する案に賛成する。	本ガイドラインの改定案への賛成のご意見として承ります。
その他意見		
71	現在の永住許可申請の深刻な審査遅延(1年半から2年以上)が放置されているにもかかわらず、審査項目を複雑化・厳格化することは、審査期間のさらなる長期化と行政コストの増大を招くため、行政資源の非効率な運用であり、優先すべきは審査体制の改善と迅速化である。	本ガイドライン案は、永住許可制度の適正化を図るもので、独立生計要件、国益要件の考慮要素の考え方についてそれぞれ検討を行い見直しを行ったもので、必要な施策と考えています。頂いた御意見は永住許可申請の審査の迅速化についての御意見として承ります。今後も、適正かつ迅速な審査に努めてまいります。
72	日本の国益・治安のことを考え、永住許可制度そのものを廃止すべきである。	頂いた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
73	偽装結婚・虚偽申請による在留資格や永住許可の取得を防止するため、婚姻の実態について十分な確認を行い、許可取得後の離婚時も虚偽申告や制度悪用の有無を確認できる仕組みを設けるべき。	これまでも婚姻実態については審査において確認を行ってききましたが、頂いた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
74	永住許可後も定期的な生存確認や就労・納税状況の確認(定期報告義務など)を行い、要件を満たさなくなった場合には、速やかかつ厳格に永住許可の取消手続(法改正に伴う運用)へ移行できる実効性のある体制を整備してほしい。	頂いた御意見については、今後の検討・制度運用の参考とさせていただきます。
75	将来的な社会保障費の増大を防ぐため、要件を満たせば無制限に許可を出すのではなく、年間の永住許可数に上限を設ける永住者の総量規制の導入を強く求めます。	本ガイドラインの改定は、永住許可制度の適正化の一環として行おうとするものです。頂いた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
76	永住許可と家族呼寄せを含めた国全体の年度別計画枠を法改正により設ける必要がある。外国人の受入れについては社会的コストを含む幅広い観点と国民的な合意が必要であり、政府が影響と将来推計を調査中であるなら、人数の管理目標なしに個別許可を累積させるのではなく、調査結果に基づく年度別計画を策定すべきである。	外国人の受入れの基本的な在り方については、基本方針を取りまとめることとされており、今般の永住許可ガイドラインの見直し等も踏まえ、検討がなされるものと承知しています。なお、外国人の受入れの基本的な在り方については、現在、内閣官房を中心として、政府全体で検討を進めているところであり、現時点で結論の方向性等をお示しできる段階にもないと承知しています。
77	ガイドラインを厳格化するなら、日本に住む外国人のセーフティーネットとして、10年間の居住で告示外定住者となれる制度を復活すべき。	在留資格「定住者」については、定住者告示(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件(平成2年法務省告示第132号))に規定されている地位を有する者のほか、告示に適合しない場合でも、在留資格該当性を肯定すべき特別の事情を有すると認められるときには、いわゆる告示外の取扱いとして、法務大臣が行う個別の許可により在留を認められます。この告示外の取扱いとして、特別の事情を有すると認められるかどうかの判断については、個々の事案ごとに申請人の行おうとする活動、在留の状況、在留の必要性等を総合的に勘案して行うものであり、御指摘のような在留実績を有することのみをもって、「定住者」の在留資格を認める運用は考えておりません。